

みやぎっこ応援ローン (1/2)

2025年4月1日現在

1. 商 品 名	みやぎっこ応援ローン
2. ご利用 いただける方	<p>以下の条件をすべて満たす個人の方</p> <p>(1) 当金庫の営業地域にお住まい、またはご勤務（営業）の方</p> <p>(2) 満18歳以上完済時年齢が76歳未満の方</p> <p>(3) 継続して安定した収入がある方</p> <p>(4) 原則として満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子供（ただし、大学において修業年限を6年とする課程にある子供にあっては、原則として満24歳に達する以後の最初の3月31日までの間にある子供）を扶養している者、又は妊娠中の者又はその配偶者</p> <p>(5) 当金庫の審査基準を満たした方</p>
3. お 使 い み ち	お申込人または配偶者の出産又は扶養するお子さまの養育及び教育に要する資金全般 ※ただし、事業性資金、レジャー・娯楽資金、借換資金、投機・転貸資金及び高級服飾品を購入する資金等は除きます。
4. ご 融 資 限 度 額	出産及び扶養するお子さま1人あたり10万円以上200万円以内 合計で500万円以内（1万円単位）
5. ご 利 用 期 間	6ヵ月以上10年以内（1ヵ月単位）
6. ご 融 資 利 率	固定金利 2.75%
7. お持ち頂く書類	<p>(1) 本人確認資料 運転免許証（運転免許を取得していない方は健康保険証またはパスポート） ※健康保険証での確認の場合は、健康保険証+住民票または現住所記載の公共料金または税・社会保険の領収書（お申込人本人宛に限ります）</p> <p>(2) 所得（年収）を証明するもの（申込金額301万円以上の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給与所得者の方…源泉徴収票、または市県民税課税証明書等の所得証明書 ・ 法人代表者の方…市県民税課税証明書等の所得証明書 ・ 個人事業者の方…納税証明書（直近2期分）または税務署受領印のある確定申告書（直近2期分） <p>(3) 扶養している子供の確認資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康保険証 ・ 住民票の写し ・ 母子手帳（妊娠中の場合） ・ 在学証明書等
8. ご 返 済 方 法	<p>毎月元利均等返済</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ボーナス時増額返済のお取扱も可能です（6ヵ月毎、ご融資金の50%以内） ・ 約定返済日は、毎月2日・7日・12日・17日・22日・27日に限らせていただきます <p>※元金据置のお取扱はできません</p>
9. 保 証 会 社	株式会社オリエントコーポレーション

みやぎっこ応援ローン (2/2)

10. 保 証 人	<p>原則必要ありません ※保証会社が必要と認めた場合は、保証人が必要となる場合もあります</p>
11. 担 保	<p>必要ありません</p>
12. 手数料・保証料	<p>(1) ローン実行手数料330円 (2) 保証料は融資利率に含まれております（別途保証料をご用意いただく必要はありません）</p>
13. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>(1) 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある営業部店またはお客さま相談室（8時30分～17時、電話：022-222-8076）にお申し出ください。</p> <p>(2) 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫営業日に、上記お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p>
14. そ の 他	<p>※その他、詳しくは窓口までお問い合わせください</p>